

2022年（令和4年）2月10日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

住民基本台帳に関する事、個人の市民税及び県民税の賦課、保健福祉総合システムの運用管理、障がい者の虐待防止に関する事、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関する事並びに高齢者の虐待防止に関する事に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について（答申）

2022年（令和4年）1月27日付けで諮問（第1120号）された住民基本台帳に関する事、個人の市民税及び県民税の賦課、保健福祉総合システムの運用管理、障がい者の虐待防止に関する事、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関する事並びに高齢者の虐待防止に関する事に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項第4号の規定による個人情報を目的外に利用させる必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項ただし書の規定による個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり、個人情報を目的外に利用させる必要性及び目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由は、次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過

コロナ克服・新時代開拓のための経済対策が2021年（令和3年）11月19日に閣議決定され、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、国民の生活は傷んでいる。雇用を守り、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられることが重要である、と示され、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金をできるだけ簡素な手

続で迅速に給付を実施することとなり、令和3年度補正予算（第1号）において、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金などを盛り込んだ国の補正予算が2021年（令和3年）12月20日に可決され、本市においても子育て・生活支援給付金担当が住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を給付することとなった。

住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の給付要件は、基準日である2021年（令和3年）12月10日において、本市の住民基本台帳に記録されており、同一の世帯に属する全員が地方税法の規定による令和3年度分の市町村民税均等割が課されていない者又は藤沢市市税条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯となり、給付額は住民税非課税世帯、1世帯当たり10万円となる。

臨時特別給付金支給要件の確認を行うための住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金支給要件確認書の送付時期は、2022年（令和4年）1月下旬以降を予定している。

本事業の実施に当たっては事前に給付要件について審査できるようデータを作成しておき、迅速かつ的確な給付を行うことが求められているが、事務を担当する子育て・生活給付金担当ではその取扱い権限がないため、関係課等が管理する個人情報をも目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮り意見を求めるものである。

(2) 個人情報を目的外に利用させることについて

ア 目的外に利用させる課

子育て・生活支援給付金担当

イ 目的外に利用させる個人情報の項目

(ア) 所管課 市民窓口センター

基準日（2021年（令和3年）12月10日）において本市の住民基本台帳に記録されている者の住民登録地、住所、氏名、生年月日、性別、続柄、世帯主名、住民日、住民届出日、異動日、異動届出日、異動事由、転出先住所、宛名番号、支援措置情報

(イ) 所管課 市民税課

令和3年度住民税非課税世帯の住所、氏名、生年月日、宛名番号、所得情報

(ウ) 所管課 福祉総務課

令和2年度特別定額給付金を受けた世帯の住所、氏名、生年月日、振込口座、宛名番号

(エ) 所管課 障がい者支援課

障がい者のうち基準日（2021年（令和3年）12月10日）において養護者から虐待を受けたことにより入所等の措置が採られている者の住所、氏名、生年月日、措置日

(オ) 所管課 生活援護課

基準日（2021年（令和3年）12月10日）における本市の生活

保護受給者の住所，氏名，生年月日，宛名番号

(カ) 所管課 高齢者支援課

高齢者のうち，基準日（2021年（令和3年）12月10日）において，養護者から虐待を受けたことにより入所等の措置が採られている者の住所，氏名，生年月日，措置日

ウ 個人情報を利用させる必要性について

本事業については，2021年（令和3年）11月19日の閣議決定及び2021年（令和3年）12月20日に国会で補正予算が成立している。

事業に必要な個人情報については，関係課等で所有している情報であり，子育て・生活支援給付金担当では取扱い権限を有していないが，国全体で実施される事業であり，事業の目的からも可能な限り迅速かつ的確な給付を求められていることから，子育て・生活支援給付金担当で各関係課等が所有する個人情報を利用できるようにする必要がある。

(3) 個人情報を利用させることに伴う本人通知の省略について

通知すべき相手が多数であるため，通知する費用や事務量が過分に必要となり，本市の事務処理に著しい支障が生じることから，個別の通知は省略したい。

なお，個人情報を利用させることについては，広報等で周知を図る。

(4) 実施時期

2022年（令和4年）1月から同年9月30日まで，及び継続実施された場合は国が示す終了時期まで

(5) 添付資料

ア 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業給付要領

イ 令和3年度藤沢市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給実施要綱

ウ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の概要

エ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は，次に述べる理由により，「1 審議会の結論」(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 個人情報を利用させる必要性について

実施機関では，個人情報を利用させる必要性について，次のように述べている。

事業に必要な個人情報については，関係課等で所有している情報であり，子育て・生活支援給付金担当では取扱い権限を有していないが，国全体で実施される事業であり，事業の目的からも可能な限り迅速かつ的確な給付を求められていることから，子育て・生活支援給付金担当で各関係課等が所有する個人情報を利用できるようにする必要がある。

以上のことから判断すると，個人情報を利用させる必要性が認められる。

(2) 個人情報を利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由について

実施機関では、個人情報を利用させることに伴う本人通知の省略について、次のように述べている。

通知すべき相手が多数であるため、通知する費用や事務量が過分に必要となり、本市の事務処理に著しい支障が生じることから、個別の通知は省略したい。なお、個人情報を利用させることについては、広報等で周知を図る。

以上のことから判断すると、個人情報を利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上